別表の一の表長崎県の項中「九州農政局長崎地域センター壱岐統計・情報センター」を「九州農政局長崎地域センター壱岐支所」に、「九州農政局長崎農政事務所五島統計・情報センター」を「九州農政局長崎地域センター五島学支所」に改める。

別表の一の表鹿児島県の項中「九州農政局鹿児島農政事務所西之表統計・情報センター」を「九州農政局鹿児島地域センター西之表支所」に、「九州農政局鹿児島農政事務所奄美統計・情報センター」を「九州農政局鹿児島地域センター奄美支所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一一三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年九月一日　　人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九一一三一八

人事院規則九一一三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一一三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「遠洋課」を「漁業調整課」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月一日

総務大臣　片山　善博

表中

電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,749.9MHzを超え1,759.9MHz以下 1,764.9MHzを超え1,784.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下
電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下

を

「

電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,749.9MHzを超え1,759.9MHz以下 1,764.9MHzを超え1,784.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下
電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下 （平成十七年総務省告示第八百八十二号第二項第二号㈡に掲げる区域に係るものを除く。） 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下

」に改める。

官報告

国家試験

第35回救急救命士国家試験の施行

救急救命士法（平成３年法律第36号。以下「法」という。）第31条の規定により、第35回救急救命士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第37条第１項の規定により指定試験機関として指定された財団法人日本救急医療財団が行う。

平成23年９月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

1　試験期日　平成24年３月18日（日曜日）

2　試験地　北海道、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　試験科目

⑴　基礎医学（社会保障・社会福祉、患者搬送を含む。）

⑵　臨床救急医学総論

⑶　臨床救急医学各論㈠（臓器器官別臨床医学をいう。）

⑷　臨床救急医学各論㈡（病態別臨床医学をいう。）

⑸　臨床救急医学各論㈢（特殊病態別臨床医学をいう。）

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（この規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、２年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成24年３月30日（金曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は救急救命士法施行規則（平成３年厚生省令第44号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、１年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成24年３月30日（金曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、看護学概論、内科学、外科学、小児科学、産婦人科学、整形外科学、脳外科学、精神医学及び放射線医学のうち13科目である。

⑶　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者（平成24年３月30日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、公衆衛生学、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、内科学、外科学、小児科学、産婦人科学、整形外科学、脳外科学、精神医学、放射線医学及び臨床実習である。

⑷　消防法（昭和23年法律第186号）第２条第９項に規定する救急業務（以下「救急業務」という。）に関する講習で規則第14条に規定するものの課程を修了し、及び５年（救急活動を行った時間が2,000時間に至った場合においては、それまでの間に救急業務に従事した期間）以上救急業務に従事した者（学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができるもの（この規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合におい